

保発 1013 第 1 号
平成 29 年 10 月 13 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令の公布について（通知）

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成 29 年厚生労働省令第 111 号。以下「交付金等省令」という。）が本日公布され、平成 30 年 4 月 1 日に施行されるところですが、交付金等省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、その内容を御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の施行により、平成 30 年度以後、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を行うこととなる。

本省令では、上述の改正に伴い、国民健康保険の財政運営に係る制度として新たに設けられる、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について、厚生労働省令に委任されている事項について所要の規定を設けるもの。

第 2 改正の内容

(1) 国民健康保険保険給付費等交付金関係（第 1 条及び第 2 条）

都道府県が市町村に対して行う保険医療機関等への保険給付の審査及び支払に係る情報の提供の請求について、具体的な方法を定めるほか、市町村が、国民健康保険保険給付費等交付金の収納事務を審査支払機関に委託する

場合に、審査支払機関に支払うべき療養の給付に関する費用と審査支払機関から徴収すべき普通交付金とを相殺できること等とすること。

(2) 国民健康保険事業費納付金関係（第3条から第25条まで）

国民健康保険事業費納付金の額に係る持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第258号）による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）の規定により、厚生労働省令に委任されている算定方法を規定すること。

(3) 標準保険料率関係（第26条から第35条まで）

市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率の算定方法を規定するほか、標準保険料率の通知及び公表の方法について規定すること。

第3 施行期日

交付金等省令は、平成30年4月1日から施行すること。